



## 居宅介護支援 スマイルプラン元気のたね 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供される、サービス内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

### 3. 事業の目的と運営方針

- (1) 利用者が、要介護状態又は、要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他、生活全般にわたり配慮して行われるようにいたします。
- (3) 指定居宅サービス等を紹介する場合は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものといたします。
- (5) 知りえた個人情報に関しては、業務の目的以外には使用せず、守秘義務を遵守いたします。

### 6. 事業所が提供するサービス提供及び内容

#### (1) サービスの内容

- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者、又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択をしていただきます。
- ④ 課題の把握のため、利用者宅を月1回以上訪問し、利用者および家族に面接を行います。その際、面接の趣旨を十分にご利用者およびその家族に対して説明し、理解をいただくようにいたします。

#### (2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

居宅サービスの実施後、月1回以上ご利用者宅を訪問し、利用者についての状況の把握を行い、モニタリングを行います。必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他便宜を図ります。

#### (3) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者、双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更いたします。

#### (4) 介護保険施設への紹介

- ① 利用者が居宅においてサービスの提供が受ける事が困難になった場合、及びご利用者が介護保険施設への入院又は、入所を希望される場合には、介護保険施設

への紹介等、その他の便宜を図ります。

## 7. サービス利用料金の額

### (1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法廷代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、利用料金の全額をいったんお支払い下さい。その後「指定居宅介護支援提供証明書」と領収書を持って、市町村に居宅介護支援サービス計画書の払い戻し(費用の全額)の申請をし、払い戻しを受けることができます。

※居宅介護予防支援費に関しては、保険者により料金が異なります。

- ◎ 要介護 1、2 10,420 円
- ◎ 要介護 3、4 5 13,530 円

### (3) 介護支援専門員の交替

① 事業所都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

## 9. 損害賠償について

事業所の責任より利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について利用者に故意、又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じます。

## 13. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

- 苦情受付窓口 担当者・介護支援専門員 金城 ひとみ
- 苦情受付時間 平日 月曜日から金曜日 9:00~18:00

電話・FAX 098-989-6947

携帯電話 090-1343-4624

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

沖縄県介護保険広域連合	所在地 北谷町北谷 2 丁目 6 番地 2 電話番号 098-921-7800 (代表) 受付時間 8:30~17:00
沖縄市役所高齢福祉課	所在地 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号 電話番号 098-939-1212 受付時間 8:30~17:00
うるま市役所介護長寿課	所在地 うるま市みどり町 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 098-973-3208 受付時間 8:30~17:00

国民健康保険団体連合	所在地	那覇市西3丁目14番18号(国保会館)
	電話番号	098-860-9026
	受付時間	8:30~17:00

(3) 苦情解決の手順

- ① 苦情担当者は、その内容を書面に記載し必要に応じて苦情申し出人に確認いたします。
- ② 苦情解決責任者は、苦情申し出人と話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申し出人、又は苦情解決者は、必要に応じて第三者委員の助言を求める事が出来ます。
- ③ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過、結果について書面に記録いたします。
- ④ 苦情解決責任者は、苦情申し出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申し出人に対して、一定期間経過後、報告いたします。

14. 個人情報の取り扱いについて(秘密保持)

- (1) 個人情報の収集は、居宅介護支援のサービス提供にあたって利用目的について説明し、同意を得た上で収集を行います。

※詳しくは法人概要ページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

※尚、この掲載は実際契約の際に交付している重要事項説明書の全文ではありません。主な重要事項のみの抜粋となっておりますこと、お断り申し上げます。